

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	840
	第2種電柱		1,300
	第3種電柱		1,700
	第1種電話柱		750
	第2種電話柱		1,200
	第3種電話柱		1,700
	その他の柱類		75
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	8
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	740
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	450
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,500
	郵便差出箱及び信書便差出箱		630
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	2,100
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,500	
法第32 条第1 項第2	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	32
	外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの		45

号に掲げる物件	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			68
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			90
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			140
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			180
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			320
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			450
	外径が 1 メートル以上のもの			900
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,500
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000
	地下に設ける通路			620

	その他のもの			1,500
法第 32条 第1項 第6号 に掲 げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積 1平方 メートルにつき 1日	21
	その他のもの		占用面積 1平方 メートルにつき 1月	210
令第7 条第1 号に 掲げ る物 件	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方 メートルにつき 1月	210
		その他のもの	表示面積 1平方 メートルにつき 1年	2,100
	標識		1本につき 1年	1,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき 1日	21
		その他のもの	1本につき 1月	210
	幕（令第7条 第2号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積 1平方 メートルにつき 1日	21
		その他のもの	その面積 1平方 メートルにつき 1月	210
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	2,100
		その他のもの		1,000
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同 条第3号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方 メートルにつき 1月

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき 1月	150
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.025を乗じて得た額

令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額

備考

1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 Aは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。

5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、

なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

END